

令和5年(2023年)度
福岡ジュニアソフトボールフレンドシップリーグ
総 会

日時：令和5年(2023年)2月5日(日)
9:00~17:00

会場：博多市民センター視聴覚室

一次第一

1. 会長挨拶
2. 理事定足数の確認
3. 議長選出
4. 議案審議
 - 議案第1号 令和4年(2022年)度事業報告
 - 議案第2号 令和4年(2022年)度会計報告、監査報告
 - 議案第3号 令和5年(2023年)度事業案
 - 議案第4号 令和5年(2023年)度予算案
 - 議案第5号 規約改正
 - 議案第6号 理事の選出について
 1. 事務局長選出
 2. 事務局次長選出
 3. 新監督の紹介
5. 議長退任
6. 連絡事項等
 - (1)休部チーム確認
 - (2)リーグ戦運営要綱修正
 - (3)リーグ戦参加規程修正
 - (4)リーグ戦順位規程修正
 - (5)ローカルルール修正
 - (6)事務局、審判部、その他

令和4年（2022年）度事業報告

1. リーグ戦

(1)第45回春季リーグ戦（参加チーム数：レギュラー18チーム、内オープン参加2チーム）

開会式 3月6日（日）8：30～9：00

於：雁の巣RCソフトボール専用球場

閉会式 5月29日（日）17：30～18：30

於：雁の巣RCソフトボール専用球場

優勝 那珂南クラブ

準優勝 南片江レオーズ

三位 泉ジュニア

四位 香椎東ハリケーンズ

五位 吉塚クリッパーズ

(2)第45回秋季リーグ戦（参加チーム数：レギュラー20チーム、内オープン参加2チーム）

開会式 8月28日（日）9：00～9：30

於：雁の巣RCソフトボール専用球場

閉会式 12月11日（日）15：00～16：50

於：雁の巣RCソフトボール専用球場

優勝 泉ジュニア

準優勝 清道クラブジュニア

三位 那珂南クラブ

四位 南片江レオーズ

五位 山口塾

五位 香椎東ハリケーンズ

躍進賞 原田ビッグボーイズ

2. その他大会

(1)第17回会長杯・内外旗争奪フレンドシップリーグ新人育成大会

（参加チーム数：18、参加費：8,000円）

開会式 12月10日（土）8：30～9：00

於：雁の巣RCソフトボール専用球場

閉会式 12月11日（日）15：00～15：30

於：雁の巣RCソフトボール専用球場

試合会場 雁の巣RCソフトボール専用球場、ソフトボール場A、B、C

優勝 泉ジュニア

準優勝 山口塾

三位 那珂南クラブ

三位 原田ビッグボーイズ

(2)第 38 回 駅伝・マラソン大会

12 月 25 日（日） 開会式 9：30～9：45
閉会式 12：30～13：00

於：雁の巣 RC ソフトボール場 A・B・C、①軟式野球場

天候不良によりグラウンド使用不可、コース設営不可のため中止

3. 会議

(1)令和 4 年（2022 年）年度総会

2 月 7 日（日）9：00～11：00

於：博多市民センター第二会議室

(2)理事会

第 1 回 臨時理事会

2 月 19 日（土）18：00～21：00

於：博多市民センター視聴覚室

第 2 回 臨時理事会

8 月 27 日（土）19：00～21：00

於：城南市民センター

(3)役員会

第 1 回 2 月 12 日（土）18：00～21：00

於：博多市民センター第三会議室

第 2 回 3 月 13 日（日）7：30～8：30

於：雁の巣 RC ソフトボール専用球場会議室

第 3 回 4 月 23 日（土）18：15～18：45

於：博多市民センター視聴覚室

第 4 回 7 月 15 日（金）18：15～18：45

於：博多市民センター視聴覚室

第 5 回 10 月 8 日（土）18：15～18：45

於：博多市民センター第二会議室

第 6 回 11 月 13 日（日）18：30～21：00

於：博多市民センター第三会議室

第 7 回 2023 年 1 月 22 日（日）19：00～21：00

於：南片江公民館

第 8 回 2023 年 1 月 29 日（日）14：00～17：30

於：津屋会館

(4)監督会議

第 1 回 2 月 20 日（土）19：00～19：50

於：博多市民センター第一会議室

- 第2回 4月23日(土) 19:00～20:00
於：博多市民センター視聴覚室
- 第3回 7月15日(金) 19:00～19:50
於：博多市民センター視聴覚室
- 第4回 8月20日(土) 19:00～20:00
於：博多市民センター視聴覚室
- 第5回 10月8日(土) 19:00～19:50
於：博多市民センター第二会議室
- 第6回 11月25日(金) 19:00～20:00
於：博多市民センター視聴覚室

4. 講習会

(1) 審判リーダー・サブリーダー実技講習会

- 第1回 2月23日(水・祝) 9:00～12:00
於：老司小学校
※雨天のため中止
- 第2回 3月26日(土) 9:00～12:00
於：子供球場
・協力-タートルズ板付クラブ
・参加-14 チーム
- 第3回 10月10日(日) 9:00～12:00
於：老司小学校
・協力-老司アーチンズ
・参加-15 チーム

(2) 女性対象審判実技講習会

- 第1回 6月25日(土) 9:00～12:00
於：子供球場
※雨天のため中止
- 第2回 11月27日(日) 10:00～12:00
於：雁の巣RCソフトボール専用球場

(3) 審判初心者実技講習会

- 11月27日(日) 9:00～12:30
於：雁の巣RCソフトボール専用球場

(4) ルール等講習会

1. 審判リーダー・サブリーダールール伝達講習会
2. スコアラー記録講習会
新型コロナウイルス感染症(COVID-19)感染拡大防止のため中止

5. 春季懇親会…新型コロナウイルス感染症（COVID-19）感染拡大防止のため中止

6. 納会……………新型コロナウイルス感染症（COVID-19）感染拡大防止のため中止

7. 役員慰労会…開催なし

8. 合同練習

(1) 6年生男子

ア. 監督推薦選手合同練習

第1回 9月24日（土）18：30～20：30

於：箱崎清松中学校

第2回 10月1日（土）18：30～20：30

於：箱崎清松中学校

第3回 10月15日（土）18：30～20：30

於：箱崎清松中学校

イ. 選抜選手練習

第1回 10月29日（土）18：30～20：30

於：箱崎清松中学校

第2回 11月12日（土）18：30～20：30

於：箱崎清松中学校

(2) 4年生以上女子練習

第1回 9月24日（土）18：30～20：30

於：箱崎清松中学校

第2回 10月1日（土）18：30～20：30

於：箱崎清松中学校

第3回 10月15日（土）18：30～20：30

於：箱崎清松中学校

第4回 10月29日（土）18：30～20：30

於：箱崎清松中学校

第5回 11月12日（土）18：30～20：30

於：箱崎清松中学校

9. その他

(1)第 42 回レインボー九州少年ソフトボール大会（みやま市教育社会教育課主催）

8 月 20 日（土）・21 日（日）於：みやま市高田中学校グラウンド他

出場チーム（リーグより推薦）：2 チーム

那珂南クラブ、南片江レオーズ

(2)福岡東少年ソフトボール連盟交流戦（フレンドシップリーグ・東連盟共同主催）

10 月 22 日（土）9：00～16：00

於：雁の巣 RC ソフトボール場 A・B

男子選手 36 名…3 チーム

女子選手 15 名…1 チーム

対戦成績…… 男子 9 試合 5 勝 3 敗 1 分

女子 2 試合 2 勝

(3)第 31 回福岡市少年ソフトボールチャンピオン大会（福岡市ソフトボール協会主催）

11 月 5 日（土）、19 日（土）於：雁の巣 RC

出場チーム（リーグより推薦）：10 チーム

泉ジュニア、清道クラブジュニア

那珂南クラブ、南片江レオーズ

山口塾、香椎東ハリケーンズ

吉塚クリッパーズ、愛好クラブ

板付北クラブ、タートルズ板付クラブ

(4)オールスタードリームマッチ福岡 2022（オールスタードリームマッチ福岡実行委員会主催）

11 月 23 日（水・祝）、26 日（土）於：雁の巣 RC

◆男子の部（参加 18 団体）

男子選抜選手 22 名

3 位

◆女子の部（参加 13 団体）

女子選抜選手 15 名）

準優勝

(5)照葉スパリゾート杯第 19 回読売新聞西部本社旗争奪小学生ソフトボール

福岡地区リーグチャンピオン大会（福岡市小学生ソフトボール連盟主催）

12 月 3 日（土）、4 日（日）於：雁の巣 RC

出場チーム（リーグより推薦）：4 チーム

泉ジュニア、清道クラブジュニア

那珂南クラブ、南片江レオーズ

3 位：南片江レオーズ

議案第2号

令和4年(2022年)度会計報告書

令和4年2月1日～令和5年1月31日

勘定科目	収入の部	支出の部	本年度予算案
前年度繰越金	844,318		844,318
会費	800,000		680,000
雑収入①(メンバー表売上)	1,000		
雑収入②(普通預金利息)	10		
雑収入③(新人育成大会余剰金)	28,050		
グラウンド使用料還付	8,800		(計 1,524,318)
会長活動費		20,000	20,000
理事長活動費		20,000	20,000
事務局活動費		120,000	120,000
広報活動費		20,000	20,000
財務活動費		10,000	10,000
会議費		24,550	30,000
グラウンド使用料		180,200	200,000
慶弔費		0	20,000
広告代		70,000	50,000
事務費		18,105	60,000
賞品代		36,600	20,000
審判部活動費		27,971	20,000
石灰代		47,000	100,000
大会参加補助金		0	0
駅伝・マラソン大会		13,200	100,000
東連盟交流戦		12,056	20,000
ドリームマッチ費用		63,395	100,000
リーグ専用回線		9,880	10,000
事務局携帯電話代		67,936	120,000
周年行事積立金		100,000	100,000
予備費(雑費・予算超過補填)		12,710	100,000
子供球場整備費		3,240	0
外野フェンス製作費補助		36,000	0
支出合計		(912,843)	(1,240,000)
次期繰越金		769,335	284,318
合計	1,682,178	1,682,178	1,524,318

現金・出納帳・領収証等について監査した結果、上記決算報告に相違ないことを報告いたします。

令和5年1月29日

監査

袁原 将



監査

三苫 竜史



第 17 回会長杯・内外旗争奪フレンドシップリーグ新人育成大会 経費清算書

大会会期 令和 4 年 12 月 10 日～令和 4 年 12 月 11 日

明細	収入	支出	残高
参加料金	144,000		
球場代 (12/10)		35,000	
球場代 (12/11)		31,000	
レプリカ代		3,000	
試合球代		0	
昼食弁当代 (12/10)		3,850	
昼食弁当代 (12/11)		7,600	
組合せ表印刷代		7,000	
大会冊子印刷代		16,500	
審判部謝礼代		12,000	
合計	144,000	115,950	28,050

令和 5 年（2023 年）度事業案

1. リーグ戦

(1)第 46 回春季リーグ戦（参加チーム数：レギュラー未定、教育未定）

開会式 3 月 5 日（日）8：30～9：00

於：雁の巣 RC ソフトボール専用球場

閉会式 5 月 14 日（日）[予備日：5 月 21 日（日）] 時間未定

於：会場未定

(2)第 46 回秋季リーグ戦（参加チーム数：レギュラー未定、教育未定）

開会式 8 月 27 日（日）時間未定

於：雁の巣 RC ソフトボール専用球場

閉会式 11 月 12 日（日）[予備日：11 月 26 日（日）] 時間未定

於：雁の巣 RC ソフトボール専用球場

2. その他大会

(1)第 18 回会長杯・内外旗争奪フレンドシップリーグ新人育成大会

（参加チーム数：未定、参加費：8,000 円）

開会式 12 月 9 日（土）8：45～9：00

於：雁の巣 RC ソフトボール専用球場（予定）

閉会式 12 月 10 日（日）時間未定

於：雁の巣 RC ソフトボール専用球場（予定）

※予備日 12 月 17 日（日）

試合会場雁の巣 RC ソフトボール専用球場他（予定）

(2)第 38 回駅伝・マラソン大会（参加チーム数：駅伝未定、マラソン未定）（予定）

12 月 24 日（日）[予備日：未定]

開会式 9：30～9：45

閉会式 12：30～13：00

於：雁の巣 RC ソフトボール場 A・B・C、①軟式野球場（予定）

3. 会議

(1)令和 5 年（2023 年）度総会

2 月 5 日（日）9：00～17：00

於：博多市民センター視聴覚室

(2)役員会

第1回2月24日(金)18:00～18:45

於:博多市民センター視聴覚室

第2回5月下旬(日時未定)

於:会場未定

第3回8月中旬(日時未定)

於:会場未定

第4回11月下旬(日時未定)

於:会場未定

第5回1月下旬(日時未定)

於:会場未定

(3)監督会議

第1回2月24日(金)19:00～21:00

於:博多市民センター視聴覚室

第2回5月下旬(日時未定)

於:会場未定

第3回8月中旬(日時未定)

於:会場未定

第4回11月下旬(日時未定)

於:会場未定

4. 講習会

(1)審判リーダー・サブリーダー実技講習会

第1回2月下旬(日時未定)

於:会場未定

第2回8月中旬(日時未定)

於:会場未定

(2)女性対象審判実技講習会

6月下旬(日時未定)

於:会場未定

(3)審判初心者実技講習会

11月上旬(日時未定)

於:会場未定

(4)ルール等講習会

1. 審判リーダー・サブリーダールール伝達講習会

4月中旬（日時未定）

於：会場未定

2. スコアラー記録講習会

4月中旬（日時未定）

於：会場未定

5. 春季懇親会

5月下旬（日時未定）

於：会場未定会費：未定

6. 納会

12月下旬（日時未定）

於：会場未定会費：未定

7. 役員慰労会

1月下旬（日時未定）

於：会場未定会費：未定

8. 合同練習

(1) 6年生合同練習（6年生全選手対象）

日時、会場未定

(2) 監督推薦選手（6年生男子約30名）合同練習

選抜女子選手（4年生以上約20名）合同練習

日時、会場未定

(3) 選抜選手（6年生男子約20名）練習

日時、会場未定

9. その他

(1) 第43回レインボー九州少年ソフトボール大会（みやま市教育社会教育課主催）

8月中旬（日程未定、会場未定）

出場チーム（リーグより推薦）：未定（春季リーグ戦優勝・準優勝チーム）

(2) 福岡東少年ソフトボール連盟交流戦（フレンドシップリーグ・東連盟共同主催）

10月中旬（日時未定）

於：雁の巣RCソフトボール場A、B（予定）

男子選手（6年生）3チーム約30名

女子選手（4年生以上）1チーム約20名

(3)第32回福岡市少年ソフトボールチャンピオン大会（福岡市ソフトボール協会主催）

11月上旬（日程未定）

於：雁の巣RC（予定）

出場チーム（リーグより推薦）：未定（春季リーグ戦の上位より）

(4)オールスタードリームマッチ福岡2023（オールスタードリームマッチ福岡実行委員会主催）

11月下旬（日程未定、2日間）[予備日：未定]

於：雁の巣RC（予定）

◆男子の部（参加団体未定）

男子選抜選手（6年生）1チーム約20名

◆女子の部（参加団体未定）

女子選抜選手（4年生以上）1チーム約20名

(5)照葉スパリゾート杯第20回読売新聞西部本社旗争奪小学生ソフトボール

福岡地区リーグチャンピオン大会（福岡市小学生ソフトボール連盟主催）

12月2日（土）、3日（日）[予備日：12月16日（土）]

於：雁の巣RC（予定）

出場チーム（リーグより推薦）：未定（秋季リーグ戦の上位より）

10. 参考資料

(1)照葉スパリゾート杯

第42回福岡小学生ソフトボール選手権大会（福岡市小学生ソフトボール連盟主催）

抽選会6月中旬（日時未定）

於：福岡国際会議場（予定）

開会式7月下旬（日時未定）

於：福岡PayPayドーム（予定）

大会8月上旬（日程未定、3日間）[予備日：8月下旬]

於：雁の巣RC（予定）

議案第 4 号

令和 5 年（2023 年）度予算（案）

令和 5 年 2 月 1 日作成

収入の部

勘定科目	令和 3 年度決算	令和 4 年度決算	令和 5 年度予算（案）
前年度繰越金	650,747	844,318	769,335
会費	950,000	800,000	570,000
他雑収入	46,459	37,860	0
収入合計	1,647,206	1,682,178	1,339,335

支出の部

勘定科目	令和 3 年度決算	令和 4 年度決算	令和 5 年度予算（案）
会長手当	0	20,000	20,000
理事長手当	0	20,000	20,000
事務局長手当	120,000	120,000	50,000
広報部長手当	20,000	20,000	20,000
財務部長手当	0	10,000	10,000
会議費	16,000	24,550	20,000
グラウンド使用料	143,400	180,200	200,000
広告代	50,000	70,000	50,000
事務費	16,450	18,105	30,000
賞品代	13,420	36,600	20,000
審判部活動費	45,755	27,971	30,000
石灰代	39,000	47,000	50,000
駅伝・マラソン大会	0	13,200	50,000
東連盟交流戦	18,000	12,056	20,000
ドリームマッチ費用	58,864	63,395	60,000
リーグ専用回線	9,880	9,880	10,000
事務局携帯電話代	105,244	67,936	0
周年行事積立金	100,000	100,000	100,000
予備費（雑費・予算超過補填）	24,934	12,710	0
子供球場整備費	21,941	3,240	0
外野フェンス製作費補助	—	36,000	0
支出合計	802,888	912,843	760,000
次期繰越金	844,318	769,335	579,335

合計	1,647,206	1,682,178	1,339,335
----	-----------	-----------	-----------

議案第 5 号

規約改正

14 頁から 18 頁の通り、規約の修正、追記、改正を行う。

福岡ジュニアソフトボールフレンドシップリーグ 規約

第一章 総則

第1条 このリーグは「福岡ジュニアソフトボールフレンドシップリーグ（以下、リーグとする）」と称する。

第二章 目的・事業

第2条 リーグは、小学生少年少女の健全な育成を目的とする。

第3条 リーグは、年2回のリーグ戦（春季、秋季）、新人育成大会、駅伝・マラソン大会を開催し、スポーツを楽しむ中から相互の連帯を深めるものとする。

第4条 リーグは、スポーツマンシップにのっとり、親善を第一とした試合を行う。

第三章 構成

第5条 リーグは、次の者で構成する。

(1) 役員

第**六七**章第 **1218** 条に定める者

(2) 理事

各チームの監督とする

チーム事情等により監督以外の者を選出する場合は、監督の推薦を必要とし、総会で承認を得る

チームに属していない者を選出する場合は、総会で承認を得る

(3) 加盟チーム

リーグに加盟するチーム（以下、チームとする）の編成は、監督、チームで定義される代表者等、小学1年生から6年生までの児童（以下、登録選手とする）、登録選手の保護者とする

第6条 登録選手の移籍は、次の通りとする。

(1) 登録選手がリーグ内の他チームへ移籍する場合には、在籍チームの代表または監督の許可、及び移籍先チームの代表または監督の許可を必要とする

(2) ただし、転校をともなう転居によりリーグ内の他チームへ移籍する場合には、在籍チームの代表または監督の許可、及び移籍先チームの代表または監督の許可を必要としない

第四章 加盟・脱退

第7条 リーグは、チーム数が30チームを上回ることを認めない。

第8条 新たにリーグに加盟するチームは、次の通りとする。

(1) 加盟の意思を会長に伝え、加盟届出書を事務局長へ提出する

(2) 同一校区にすでにチームがある場合は、そのチームの理事の許可を必要とする

- (3) 第~~七八~~章第~~4622~~条(1)の総会、または第~~七八~~章第~~4622~~条(2)の理事会において、承認を得る

第9条 リーグを脱退するチームは、脱退の意思を会長に伝え、脱退届出書を事務局長へ提出する。

第五章 権利・義務

第10条 チームは、規約、~~規定~~規程の下に平等である

第11条 チームは、次の権利と義務を有する

- (1) リーグ戦が開催する事業への参加の権利
- (2) 会費納入の義務
- (3) 登録選手全員を、スポーツ安全傷害保険（~~福岡県教育庁~~福岡県スポーツ協会）に加入させる義務
- (4) 監督、及びチームで定義される指導者全員を、スポーツ安全傷害保険（~~福岡県教育庁~~福岡県スポーツ協会）に加入させる義務
- (5) 規約、~~夫会~~リーグ戦運営要綱、~~夫会~~リーグ戦参加規程、~~夫会~~リーグ戦順位~~規定~~規程、ローカル・ルールを遵守する義務
- (6) 第八章第22条に定める会議において議決され、会長名で伝達公布された諸事項に従う義務

第六章 規律

第12条 チームは、常に当リーグの発展に協力を惜しまないものとする。

第13条 本リーグは、常にソフトボールを愛する選手と指導者の集まりであることを自覚し、行動しなければならない。

第14条 指導者は、所属するチームに拘ることなく、本リーグ全体のチーム指導に当たるものとし、特にマナーについては厳しく律することとする。

第15条 選手、指導者は、常にリーグの一員であることを自覚し、非行的な行動をとってはならない。

第16条 指導者による「暴力（体罰）」「（指導時間帯での）飲酒」は厳禁とする。

第17条 前第16条並びに第11条の義務に違反する行為や本リーグの名誉を著しく汚す行為があった場合は、役員会の審議に附し、処分をすることができる。

- (1) 嚴重注意 口頭及び文書通告
- (2) 謹慎 文書通告、特定日数の謹慎
- (3) 停職 文書通告、~~リーグ内における~~特定期間の出場停止、及びチーム~~（リーダー）~~内職務の停止
- (4) 除名 文書通告

第七章 役員

第18条 リーグは次の役員（以下、役員と称する）を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 理事長 1名

- (3) 副理事長 2名
- (4) 事務局長 1名
- (5) 事務局次長 1名
- (6) 広報部長 1名
- (7) 財務部長 1名
- (8) 監査委員 2名
- (9) 審判部長 1名

第19条 役員は、~~原則として、理事の中から選出するものとするが、総会、または理事会で承認されれば、理事以外の者でも選出できる。~~

第20条 役員は、任期を2年（~~2月1日選出された総会の日より翌々年1月31日役員改選年度の総会まで~~）とし、再選を妨げない。

~~役員が任期途中で辞任した場合は、臨時理事会にて後任の役員を選出する。~~

~~欠員の補充または増員により選出された役員の任期は、他の役員残任期間と同一とする。~~

第21条 役員の職務は、次の通りとする。

- (1) 会長は、リーグを代表する
- (2) 理事長は、リーグの統括を行う
- (3) 副理事長は、理事長を補佐する
- (4) 事務局長は、リーグ全般についての一般事務を執り行う
- (5) 事務局次長は、事務局長を補佐すし、~~全ての会議の議事をとる~~
- (6) 広報部長は、リーグの広報活動を行い、~~全ての会議の議事をとる~~
- (7) 財務部長は、リーグの財務に関する一切の事務を行う
- (8) 監査委員は、リーグの財務に関する監査を行う
- (9) 審判部長は、審判部会を構成し、リーグの審判及びローカルルールに関する全てを管理し、統括する

第八章 議決・執行

第22条 リーグは、次の会議を置く。

- ~~⑩~~(1) 総会
- ~~⑪~~(2) 理事会
- ~~⑫~~(3) 役員会
- ~~⑬~~(4) 監督会議
- ~~⑭~~(5) 審判部会議

第23条 総会は、リーグの最高議決機関とする。

第24条 総会は、~~役員、及び~~理事で構成する。

第25条 総会は、毎年2月の第1日曜日に行う。ただし、会長が必要と認めた場合には臨時総会を招集する。

第26条 総会は、定足数を構成員の3分の2以上とする。

第27条 総会での議決は、出席者の3分の2以上の同意を得なければならない。

第28条 次の事項の議決権は、総会のみとする。

- (1) 会費の決定
- (2) 予算の決定
- (3) 規約の改正

- 第 29 条 総会に欠席の役員、及び理事は、委任状の提出を以て総会に出席したものとし、総会にその
おいての議決・承認は代理人の議長に決議に全で一任するものとする。
- 第 30 条 理事会は、会長理事長が必要と認めた場合に召集し、役員、及び理事で構成する。
- 第 31 条 理事会は、定足数を構成員の 3 分の 2 以上とする。
- 第 32 条 理事会での議決は、出席者の 3 分の 2 以上の同意を得なければならない。
- 第 33 条 理事会に欠席の役員、及び理事は、理事会での決議に全で一任同意するものとする。
- 第 34 条 役員会は、会長が必要と認めた場合に召集し、役員で構成する。
- 第 35 条 役員会は、定足数を構成員の 3 分の 2 以上とする。
- 第 36 条 役員会での議決は、出席者の 3 分の 2 以上の同意を得なければならない。
- 第 37 条 役員会を欠席の役員は、役員会での決議に全で一任同意するものとする。
- 第 38 条 役員会は、リーグ戦運営要綱・リーグ戦参加規程・リーグ戦順位規程を議決する機関とする。
- 第 39 条 監督会議は、各リーグ戦（春季・秋季）の開会前、期間中、閉会后、その他理事長が必要と認
めた場合に召集し、の年間数回行い、リーグ戦の運営方法、審判、ルール、その他伝達事項等
について審議する。第 39 条 監督会議は、役員、理事（若しくはその代理人）、及び各チー
ムの保護者代表者で構成する。
- 第 40 条 監督会議は、各チーム共、理事（若しくはその代理人）と、保護者代表者の計 2 名が出席しな
ければならない。この規定に違反（出席者が 1 名、または欠席）したチームは、いかなる理由
があろうと、10,000 円をリーグに納めるものとする。
- 第 41 条 監督会議は、定足数を役員、及び理事の 3 分の 2 以上とする。
監督会議での議決は、役員、及び理事（若しくはその代理人）の出席者の 3 分の 2 以上の同意
を得なければならない。
- 第 42 条 監督会議に欠席の者理事（若しくはその代理人）は、監督会議での決議に全で一任同意するも
のとする。
- 第 43 条 審判部会議は、審判部長、審判副部長、及び審判委員で構成する。
- 第 44 条 審判部会議は、定足数を構成員審判部長、審判副部長、審判委員の 3 分の 2 以上とする。
- 第 45 条 審判部会議は、リーグのローカルルールを決議議決する機関とする。

第九章 財務

- 第 46 条 リーグの会費は、総会において決定する。
会費は、1 チームにつき、1 年間に 70,000 円とする。
- 第 47 条 休部のチームが秋季リーグ戦から参加する場合は、秋季リーグ戦開会前の監督会議までに会費
の半額を納める。
- 第 48 条 経費の支出は、理事会の決議のもと、財務部長が行うものとする。
- 第 49 条 リーグの会計年度は、毎年 2 月 1 日より翌年 1 月 31 日とする。
- 第 50 条 財務部長は、総会において、前会計年度の収支報告並びに次会計年度の予算案を提出し、承認
を得なければならない。

~~第51条 会長、及び理事長がリーグを代表して出席する催事の会費として、1回につき10,000円を支出する。~~

第十章 監査

第51条 監査委員は、会計年度終了後、監査を実施し、総会において報告を行う。

~~第十一章 慶弔~~

~~第53条 見舞い金、及び御祝い金は、理事本人に限り10,000円を贈る。~~

第十一章 附則

第52条 この規約は、2009年2月1日より、施行適用される。

- ・ 2010年2月 改定
- ・ 2012年2月 改定
- ・ 2017年2月 改定
- ・ 2019年2月 改定
- ・ 2023年2月 改定

理事の選出について

1. 事務局長選出

2. 事務局次長選出

3. 新監督の紹介

(1)鶴田少年ソフトクラブ . . . 新監督 百合園修嗣

6. 連絡事項等

(1)休部チーム確認

ア. 令和5年（2023）年度の休部チームは、以下である。（2月5日 現在）

①板付北クラブ

イ. 令和5年（2023）年度の休部チームは、休部の旨を2月24日の監督会議までに事務局長へ連絡すること

ウ. 令和5年（2023）年春季リーグのみ休部するチームは、その旨を同じく2月24日の監督会議までに事務局長へ連絡すること

(2)リーグ戦運営要綱修正

21頁から26頁の通り、リーグ戦運営要綱の修正を行う

(3)リーグ戦参加規程修正

27頁の通り、リーグ戦参加規程の修正を行う

(4)リーグ戦順位規程修正

28頁から29頁の通り、リーグ戦順位規程の修正を行う

(5)ローカルルールの修正

30頁の通り、ローカルルールの修正を行う

(6)事務局、審判部、その他

福岡ジュニアソフトボールフレンドシップリーグ リーグ戦運営要綱

1. 競技運営

1-1 リーグ戦参加申し込み及び選手登録

- (1)リーグ戦参加申し込みは、選手登録表を提出した時点で参加申し込みとする。
- (2)選手登録表の提出は、リーグ戦開会前の**事務局が定める締切日**監督会議までとする。
- (3)登録選手の人員は、特に定めない。
- (4)選手の背番号は、30番（監督）、31番（コーチ）、32番（コーチ）を除く、1番から99番とする。
- (5)選手登録表提出以降の変更（選手の増減、選手の背番号の変更、監督の交代等）は、変更があった時点で事務局長へ届け出ること。
- ~~(6)リーグ戦期間中に、公式行事（ソフトボール協会行事・官公庁行事・地域行事等の参加）、学校行事（運動会・修学旅行等の参加）、また、それらに準ずる理由以外（対外試合や他リーグの招待試合等の参加）でリーグ戦を休むことは、原則として禁止する。~~

1-2 監督会議

- (1)監督会議は、規約第八章第39条から第42条に定める通りとする。
- (2)監督会議で決議した事項は、チーム全体に徹底すること。

1-3 開会式・閉会式

- (1)開会式・閉会式には、全チームが参加すること。
- (2)開会式・閉会式には、原則として選手は、同一ユニフォーム着用で全員が参加すること。
- (3)開会式・閉会式には、各チームの監督（若しくは代理人）は、選手と同一ユニフォーム着用で所定の位置に整列すること。
- (4)開会式・閉会式に参加できないチームは、事前に事務局長へ報告し、参加できない理由を説明する。事務局長が適当な理由であると判断した場合のみ、認める。

2. 試合

2-1 試合の組合せについて

- (1)試合の組合せは、事務局に一任する。組合せに対する苦情等は、一切禁止とする。
- (2)試合の組合せは、1日に3試合以内とする。ただし、以下の場合には、事務局より当該チームの監督に事前に連絡し、了解を得た上で1日4試合以上を行う。
 - (ア) 全試合の日程の消化が、非常に遅延している場合
 - (イ) 著しく試合日程の消化が遅れているチームの場合
 - (ウ) その試合を消化すれば、以後の日程の消化が良好になる場合
 - (エ) その他、事務局が必要と認めた場合

2-2 組合せの連絡

- (1)組合せは、原則として試合3日前までにリーグのホームページに掲載する。
- (2)組合せは、各チームで確認をすること。
- (3)組合せは、公式行事の結果次第で前日に決定する場合がある。その場合、事前に事務局長が定める日時に、各チームでホームページを確認すること。

2-3 試合を休む場合

- (1)公式行事（ソフトボール協会行事・官公庁行事・地域行事等の参加）、学校行事（運動会・修学旅行等の参加）、また、それらに準ずる理由で、試合を休む場合であっても、当該日より2週間前に事務局長へ連絡をして承認を得ること。また、雨天等で変更・順延になった場合は、速やかに事務局長へ連絡をすること。
- (2)~~公式行事（ソフトボール協会行事・官公庁行事・地域行事等の参加）、学校行事（運動会・修学旅行等）が雨天等で変更・順延になった場合は、速やかに事務局長へ連絡をして承認を得ること。~~
前(1)以外の理由（大会参加等）で試合を休む場合は、当該日より2週間前に事務局長へ連絡をして許可を得ること。

3. 試合会場（グラウンド）

3-1 試合会場（グラウンド）の確保

- (1)各チームは、リーグ戦期間中のグラウンドの確保を積極的に行うこと。
- (2)グラウンドが確保できたチームは、速やかに事務局長へ連絡をすること。
- (3)各チームは、1リーグ戦期間中に1日はグラウンドの確保をすることが望ましい。

3-2 試合会場（グラウンド）への乗入れ車両

- (1)グラウンドへ乗入れ可能な車両の台数は、組み合わせ表に記載してある台数までとする。
- (2)組み合わせ表に記載されている台数以上の車両は、各チームの責任において、有料駐車場等に駐車し、絶対にグラウンドへは乗入れないこと。
- (3)グラウンドへ乗入れる車両には、チーム名、車両の持ち主の氏名、車両の持ち主の携帯電話番号を明記したカードを、ダッシュボードの上など外から見え易い位置に提示する。

3-3 試合会場（グラウンド）の準備

- (1)試合会場の準備は、グラウンド責任チームの責任者の指示に従い、当日の1試合目のチームで行うこと。
- (2)試合会場準備中に、グラウンド内で練習することは、原則として禁止する。
- (3)試合会場の準備、及び試合会場準備終了後の練習は、グラウンド責任チームの責任者の指示に従うこと。

3-4 試合会場（グラウンド）の整備

(1) 試合終了後のグラウンドの整備は、試合をした両チームで責任を持って行うこと。

3-5 試合会場（グラウンド）の片付け

(1) 試合会場の片付けは、そのグラウンドで最後に試合をした2チームで各チームで協力して行うこと。

(2) 選手に「トンボ」でのグラウンドの整備と「ごみ拾い」を行わせること。

(3) グラウンド責任チームの責任者は、既存の建物（校舎や窓ガラス等）や備品に破損がないことを確認する。

(4) ごみは必ず各チームで持ち帰ること。

3-6 試合中の事故の処置

(1) けが等については、次の通りとする。

(ア) 試合中のけが等は、自チームで責任を持つこと

(イ) 各チームの、選手全員、監督、及び指導者は、必ずスポーツ保険に加入しておくこと〔規約第5章第11条③及び④〕

(ウ) 各チームは、事故やけが等がおこった場合の応急手当や、緊急連絡体制、あるいは傷害を受けた者に対する指示等を、日頃から確認しておく

(2) 既存の建物（校舎や窓ガラス等）や備品の破損等については、次の通りとする。

(ア) 既存の建物（校舎や窓ガラス等）や備品を破損した場合は、必ずグラウンド責任チームの責任者に届け出て、とりあえず加害者若しくは加害チームが費用を負担して、速やかに元の通りに修復しておくこと

(イ) 当日、元の通りに修復できない場合には、加害者若しくは加害チームが費用を負担して、グラウンド責任チームの責任者に預け、以後の処置をお願いする

(3) 修理費用の負担については、次の通りとする。

(ア) 試合中の行為であれば、「リーグ」が負担するので、事務局長へ届け出る。領収証と引き換えにリーグより支払う

(イ) 練習中の行為であれば、各チームで負担すること

3-7 学校施設を利用する場合の注意事項

(1) 学校内では、教育的立場から禁酒・禁煙とする。

(2) 喫煙は、グラウンド責任チームが設けた所定の場所で行うこと。

~~(3) 喫煙場所は、グラウンド責任チームが設けること。~~

~~(4) (3) 立入禁止区域や立入禁止施設には、絶対に入らないこと。~~

~~(5) (4) キャッチボールの禁止区域では、絶対にキャッチボールを行わないこと。~~

~~(6) (5) 学校の校庭開放区域では、絶対にキャッチボール等を行わないこと。~~

~~(7) (6) 校庭開放等が行われている時には、必ず校庭開放委員の指示に従うこと。~~

4. 試合当日

4-1 試合当日の対応（グラウンドコンディション不良等の場合）

- (1) **グラウンド**責任チームの責任者は、定時の試合開始を不可と判断した場合には、午前6時30分までに事務局長へ連絡をすること。
- (2) 雨天の場合でも、試合チームは試合中止ではなく「待機」とする。
- (3) 当日、試合を行うか、中止するか判断は、**グラウンド**責任チームの責任者へ一任する。**グラウンド**責任チームの責任者以外の者が意見を述べることはできない。
- (4) ただし、**グラウンド**責任チームの責任者は、事務局長に対してアドバイスを**受ける**求めることはできる。
- (5) 待機時間は、原則として午前10時と、12時（正午）までとし、最長で12時（正午）までとする。
- (6) **グラウンド**責任チームの責任者は、**グラウンド**コンディションを見て、待機時間を当該チームに連絡すること。
- (7) 待機の連絡がない場合は、原則として規定の時間までに試合会場に集合すること。試合会場に集合後、待機時間があつた場合、または待機して試合ができなかった場合にも、**グラウンド**責任チームの責任者に対して苦情を言わないこと。
- (8) 12時（正午）を過ぎても**グラウンド**コンディションが不良の場合には、原則として中止とする。試合を中止した場合は、**グラウンド**責任チームの責任者は、事務局長へ試合中止の連絡をすること。
- (9) 以下の場合には、待機時間が12時（正午）を過ぎても、待機をして試合を行うことがある。
 - (ア) 全試合の日程の消化が、非常に遅延している場合
 - (イ) 著しく試合日程の消化が遅れているチームの場合
 - (ウ) その試合を消化すれば、以後の日程の消化が良好になる場合
 - (エ) その他、事務局が必要と認めた場合

4-2 待機の後、試合を開始する場合

- (1) 時間的に全日程を消化できない場合は、以下の通り、試合開始時間により、試合組合せの上位の試合を中止する。**グラウンド**の移動がある場合も、同様とする。

試合開始予定時間

第1試合	8時 9:00 開始
第2試合	9時 10:20 開始
第3試合	10時 11:40 開始
第4試合	11時 13:00 開始
第5試合	12時 14:20 開始
第6試合	13時 15:40 開始
第7試合	14時 開始
第8試合	15時 開始

4-3 試合

- (1)選手の集合時間は、試合開始予定時間の1時間前とする。
- (2)前試合が終了しても試合会場にこない場合は、原則として棄権とみなす。
- (3)次の場合は、棄権としない。
 - (ア) 試合組合せにより遅れる場合
 - (イ) 試合会場の移動により遅れる場合
 - (ウ) 公式行事、公式理由により、事前に事務局長の承認をもらって得ている場合
 - (エ) 他の特別な理由により、事前に事務局長の承認をもらって得ている場合

5. 試合中の注意事項

- (1)試合中に、監督、コーチ、選手、応援者が、「けなす」「批判する」などの行為「なぐる」「ける」「その他の暴力行為」を行った場合、1度目は審判よりの警告とするが、その後警告を無視する場合には、監督（若しくは代理人）、及び当該者を退場とする。監督（若しくは代理人）、及び当該者退場以後、警告を無視する場合には、その試合を没収試合とし、違反チームは不戦敗とする。
- (2)試合中に、監督、コーチが、「なぐる」「ける」「その他の暴力行為」を行った場合、その試合を没収試合とするとともに、違反チームは不戦敗とし、当該監督、コーチは第六章第17条に定めた通りとする。
- (3)試合をスムーズに行うために、むやみにタイムを要求したり、著しい抗議を行わない。

6. 試合後の結果連絡

- (1)試合結果は、グラウンド責任チームの責任者が、試合終了後速やかに指定された方法で当日午後8時までにはFAXで事務局長、及び広報部長へ連絡すること。
- (2)事故等があった場合は、グラウンド責任チームの責任者が、当日速やかに事務局長へ連絡すること。
- (3)費用が伴うことは、当該チームの責任者が、事務局長へ連絡し、承認された後に財務部長へ連絡すること。

7. 選手の心構え

- (1)グラウンドに入る時と出る時は、必ずグラウンド向かって挨拶をする。
- (2)他のチームの監督、コーチ、関係者に会った時は、挨拶をする。
- (3)時間を正確に守ること。
- (4)服装を正し、選手として好ましい印象を持たれるように努力すること。
- (5)ルールを正確に覚えること。
- (6)道具を大切にすること。

- (7)自分の健康管理は、自分で行うこと。
- (8)試合中の攻守交代は、駆け足で行うこと。
- (9)常に謙虚な気持ちでプレーを行うこと。

福岡ジュニアソフトボールフレンドシップリーグ **リーグ戦**参加規程

1. **リーグ戦**の試合形式は、参加チーム総当りとする。
2. **リーグ戦**は、必要のある場合、公式参加チームとオープン参加チームの2部に分けることがある。
 - (1)公式参加チームは、順位規定により順位を定めるが、オープン参加チームは順位を定めない。
 - (2)公式参加チームは、オープン参加チームとの勝敗は、対戦成績（勝率計算）に入らない。
 - (3)選手登録時において公式参加であったチームが、**リーグ戦**途中でオープン参加チームとなった場合、そのチームの全ての試合は、オープン参加チームとしての処置をとる。
3. オープン参加チームの条件は、次の通りとする。
 - (1)**リーグ戦**選手登録時に、登録選手数が9名に満たない場合
 - (2)~~他のチームと合同で、リーグ戦に参加する場合~~
 - (2)**リーグ戦**選手登録時には登録選手数が9名を満たしていたが、**リーグ戦**途中より登録選手数が9名に満たなくなった場合
 - (3)**リーグ戦**選手登録時に登録選手数が9名に満たなかったが、**リーグ戦**途中より登録選手数が9名を満たした場合
4. ~~選手登録成立（公式参加）の基本は、リーグ戦開会前の事務局が定める締切日時点監督会議とする。~~

福岡ジュニアソフトボールフレンドシップリーグ **リーグ戦**順位規程

1. **リーグ戦**公式参加チームの順位は、次の通りとする。

- (1)順位は勝率〔勝試合数÷(勝試合数+敗試合数)引き分け試合数は含まない〕とする。
- (2)同勝率の場合には、勝試合数の多いチームを上位とする。
- (3)同勝率、同勝試合数の場合には、**当該チームのリーグ戦での対戦結果を以て順位を決定する。順位決定戦を行う。**
~~ただし、順位決定戦は、1位から5位までの当該チームとする。6位以下は順位決定戦を行わず、同順位とする。~~
- (4)同勝率、同勝試合数で当該チームのリーグ戦での対戦結果が引き分けの場合、**順位決定戦を行う。**
~~ただし、順位決定戦は、1位から3位までの当該チームとする。4位以下は順位決定戦を行わず、同順位とする。~~

2. 順位決定戦の試合のルールは、次の通りとする。

(1)当該チームが2チームの場合

- ア. 試合は、60分5イニングとし、60分を過ぎて次のイニングに入らない。
- イ. 60分を過ぎて同点の場合は、決着が着くまでタイブレーカーとする。
- ウ. 5イニング終了時に同点の場合は、60分以内であれば、延長戦とする。その後同点のまま60分を過ぎた場合は、次のイニングより決着が着くまでタイブレーカーとする。
- エ. タイブレーカーの2塁走者は、最終回の最終打者とし、打者はその次の打者とする。

(2)当該チームが3チームの場合

- ア. 試合は総当りのリーグ戦とする。
- イ. 試合の順序は、3チームで抽選を行い**番号を決定し**、次の通りとする。
 - ①第1試合 1番 対 2番
 - ②第2試合 第1試合の敗者 対 3番
 - ③第3試合 第1試合の勝者 対 3番
- ウ. 試合は、60分5イニングとし、60分を過ぎて次のイニングに入らない。
- エ. 60分を過ぎて同点の場合は、引き分けとする。
- オ. 5イニング終了時に同点の場合は、60分以内であれば、延長戦とする。60分を過ぎていれば、引き分けとする。
- カ. 順位は、2勝・1勝1分・1勝1敗・2敗の順とする。
- キ. 同勝率の場合には、2試合の合計失点の少ない方を上位とする。
- ク. 同勝率で、2試合の合計失点と同じ場合は、両チームで決着がつくまでタイブレーカーを行う。

(3)当該チームが4チーム以上の場合

- ア. 試合はトーナメント戦とする。
- イ. 試合のやぐらは事務局長が作成し、試合の順序は、当該チームで抽選を行う。

- ウ. 試合は、60分5イニングとし、60分を過ぎて次のイニングに入らない。
- エ. 60分を過ぎて同点の場合は、決着が着くまでタイブレーカーとする。
- オ. 5イニング終了時に同点の場合は、60分以内であれば、延長戦とする。その後同点のまま60分を過ぎた場合は、次のイニングより決着が着くまでタイブレーカーとする。
- カ. タイブレーカーの2塁走者は、最終回の最終打者とし、打者はその次の打者とする。

3. 秋季リーグ戦の表彰に躍進賞を設ける。

(1)躍進賞の規定は、以下の通りとする

- ア. 秋季リーグ戦の順位から春季リーグ戦の順位を引いた値が最大のチームを、躍進賞とする。
- イ. 「ア」が複数チーム存在する場合は、春季リーグ戦の順位が下位のチームを躍進賞とする。
- ウ. 「ア」のチームが5位以内に入賞した場合は、躍進賞とならない。
- エ. 「ウ」の場合は、「ア」の値が次に大きいチームが躍進賞となる。
- オ. 「エ」が複数チーム存在する場合は、春季リーグ戦の順位が下位のチームを躍進賞とする。

福岡ジュニアソフトボールフレンドシップリーグ ローカルルール

1. リーグのローカルルールは、審判部会議にて議決し、役員会の承認を得て各チームに公布する。
2. 各グラウンドのグラウンドルールは、各グラウンド責任チームの責任者によって決定する。
3. 試合中の抗議権は、監督のみとする。
4. 試合中の抗議権は、監督不在の場合のみ、選手と同一で背番号 31 番、または 32 番のユニフォームを着用したコーチを、オーダー表に監督として記入し提出すれば、そのコーチを監督代行として認め、抗議権を与える。
5. 試合に出場する選手は、リーグ指定のオーダー表に、全員の氏名を記入すること。
6. 試合に出場する選手は、同一ユニフォーム着用とする。
7. 試合に出場する選手の靴は、セラミックスパイクと金属スパイクの使用は、禁止する。
8. 試合球は、リーグ公認球の教育検定 2 号球とする。
9. 試合球は、試合毎に各チームが 2 個ずつ提出する。
10. 試合は、60 分 5 イニングとし、60 分を過ぎて次のイニングに入らない。
11. 試合は、60 分を過ぎて同点の場合は、引き分けとする。
12. 試合は、5 イニング終了時に同点の場合は、60 分以内であれば、延長戦とする。60 分を過ぎていれば、引き分けとする。
13. 延長戦で、60 分を過ぎて同点の場合は、引き分けとする。
14. 3 回以降 7 点差が生じた場合には、コールドゲームを適用する。
15. 試合は、3 イニングを終了した時点で成立する。
16. 天候不良等の理由により、試合途中での中断、続行、中止の判断は、当該試合の審判団にて決定する。
17. 試合中の事故により、選手がプレーを継続できなくなったと当該試合の審判団が判断した場合、相手チームの監督の了解を得た上で、代替りの選手を出場させることができる。その場合、代替りの選手は、ルール上の交代選手としては扱わず、事故により退場した選手は、再度出場できる。
18. 選手は、プレー中のネックウォーマーを禁止する。
19. 指導者は、ベンチ内でのウエストポーチ、タオル巻きを禁止する。
20. 審判は、短パン、サンダル履き、ウエストポーチ、タオル巻き、ロングのベンチコート、自チームユニフォームのままでの出場を禁止する。
21. 球審は、ボールケースを使用する。
22. 各チームの審判リーダーは、リーグ戦会場において自チームの試合中以外は腕章を着用する。審判リーダー不在の場合は、代行の者が腕章を着用する。
23. 審判員の不足等については、リーグ戦会場内各チームで協力し合う。

総会委任状

私は、議長を代理人と定め次の権限を委任します。

記

令和5年2月4日開催の総会に出席して議決権を行使する一切の件

令和 年 月 日

チーム名

理事氏名

印